

河川（ダム）パトロールカー（4×4）仕様書

令和8年度

河川（ダム）パトロールカー（4×4）仕様書

概 要

この仕様書は、河川（ダム）パトロールカー（4×4）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、緒元、各部構造その他を満足し、操縦性能が良好であって、かつ十分な耐久性のあるものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については岩手県（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1. 性 能

（1）排気ガス及び燃費

ベース車両において以下の要領及び基準等に適合するものとする。

- ・低排出ガス車認定実施要領（平成 12 年運輸省告示 103 号）の基準のうち、平成 17 年基準排出ガス 50%低減レベル
- ・乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成 11 年通商産業省、運輸省告示第 2 号）または貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等（平成 11 年通商産業省、運輸省告示第 3 号）

（2）最小回転半径（最外側車輪中心） 6.2m

2. 主要諸元

（1）全 長 5360 mm程度

（2）全 幅 1930 mm程度

（3）全 高 1815 mm程度

（赤色警告灯を含まず）

（4）最低地上高 220 mm程度

（5）車両総重量 2895 kg程度

なお、「6.付属装置及び付属品 6. 2 車両総重量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

（6）乗員定数 5 人

3.車 体

（1）機 関

形 式

水冷式内燃機関

最大出力

150kW [204ps] /3500rpm

最大トルク

470Nm [47.9kgfm] /1500-2750rpm

（2）動力伝達装置

主変速機

6 速スポーツモードオートマチック

（3）走行装置

車輪配置	前 2，後 2	
(4) 駆動方式		
形 式	4WD	
(5) 制御装置		
アンチロックブレーキシステム		1 式
(6) かじ取装置		
形 式	ラック & ピニオン（電動パワーステアリング）	
(7) 運転室		
構 造	全鋼製密閉形	
乗 降 扉	4 扉	
ハンドル位置	右ハンドル	
4. 計器類		
(1) 機関回転計		1 式
(2) 機関水温計		1 式
(3) 燃 料 計		1 式
5. 付属装置及び付属品		
5. 1 車両総重量に含むもの		
(1) バックカメラ&カーナビ		
(AM・FM ラジオ付、拡声装置及び室内スピーカーに接続)		1 式
(2) エアコン		1 式
(3) LEDヘッドライト		1 式
(4) LED フォグランプ		1 式
(5) 標準付属工具		1 式
(6) フロアマット（純正ラバー）（前・後）		1 式
(7) ドアバイザー（前・後）		1 式
(8) 寒冷地仕様（スノーブレード）		1 式
(9) スペアタイヤ		1 式
(10) オールウェザーマット（前・後）		1 式
5. 2 特別装備		
(1) LED 赤色警光灯（散光式）		1 式
* 参考		
WHELEN 赤色警告灯 CVS10R サーチライト付		

(ルーフ強化、防雪カバー付)

(2) 前部 LED 補助赤色補助警光灯 2 個 1 式

* 参考

WHELEN IONVSMCR フロントグリル周辺取付

(3) 電子サイレンアップ 1 式

* 参考

パトライト製 (SAP-520PBV-Z・SDM-10A) ドリンクホルダー部取付

高性能ノイズキャンセリングマイク

※SD カード読み込み可とする

(4) リモコンサーチライト 2 個 1 式

* 参考

パトライト製 (HS-12B) 車両ルーフ上取付

(リモコンホルダー付)

(5) 音声内外切替ボックス 1 式

* 参考

大阪サイレン製 (CS-41A)

(6) トレーラーヒッチメンバー (電源供給ハーネスを含む) 1 式

(7) フロントドライブレコーダー 1 式

* 参考

コムテック製 (HDR204G)

* (1) ~ (7) 取付位置は協議の上決定する。

5. 3 車両総質量に含まないもの

(1) 取扱説明書 1 部

(2) 部品表 1 部

(3) 履歴簿 1 部

6. ボートトレーラー

甲が所有する下記ボートトレーラーについて、けん引可能な状態で納入する。

車名 ミッドウエスト

車両総重量	810 kg
全長	550 mm
全幅	232 mm
全高	159 mm

7. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。（なお、製作誤差については、「自動車等の同一型式判定要領」の「別表第2（製作誤差の範囲）」によるものとする。）

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

8. 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製造会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

9. その他の事項

（1）製造期日等の指定

納入機は、納入期日前1箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない。

（2）灯火・警光灯の取付方法の指定

赤色警光灯及びスピーカー（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

- ・灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の質量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

（3）提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

（4）緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び緊急自動車指定の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

（5）登録諸費用及び納車費用

登録諸費用及び納車費用は乙の負担とする。

（6）自動車重量税、自賠責保険料及び自動車リサイクル料

自動車重量税、自賠責保険料及び自動車リサイクル料は甲の負担とし、別途支払う。